

恒久的施設に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算入額の計算及び外国銀行等の資本に係る負債の利子の損金算入額の計算に関する明細書

事年	事業度	・	・	法人名	
I 恒久的施設に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算入額の計算に関する明細書					
負 債 の 利 子 の 額	恒久的施設を通じて行う事業に係る負債の利子の額 (1)のうち恒久的施設から本店等に対する内部支払利子の額 (1)のうち本店配賦経費に含まれる負債の利子の額 (1)のうち外国銀行等の資本に係る負債の利子の損金算入制度の適用を受ける場合((23)又は(30)) 計 (1) - (4)	1 2 3 4 5	円	恒久的施設に帰せられる有利子負債その他資金の調達に係る負債の帳簿価額の平均残高 ((6) - (9))と(10)のうち少ない金額(マイナスの場合は0) (5) × $\frac{(11)}{(10)}$ 別表十七(二の二)「21」 (12) ≥ (13) の場合 (12) < (13) の場合 措置法第66条の5の2第10項の適用の有無 損金不算入額 ((14)又は(15))	10 11 12 13 14 15 16 17
恒久的施設に係る自己資本の額	恒久的施設に係る資産の帳簿価額の平均残高 恒久的施設に係る負債の帳簿価額の平均残高 恒久的施設に係る自己資本の額 (7) - (8) (マイナスの場合は0)	6 7 8 9	円 入 額	恒用 久い 的で 施計 設算 帰し 属た 資場 本合 相 當額 を連 結規 制資 本配 賦法 を	25 26 27 28 29 30 31

II 外国銀行等の資本に係る負債の利子の損金算入額の計算に関する明細書

恒資 久產 的規 施制 設資 帰本 屬比 資率 本比 相準 当法 額を 用規 制て 資計 本算 配し 賦た 法場 又合 はリ スク	規制上の自己資本の額 (別表十七の三(二)付表「39」) (18)に係る負債につき外国銀行等が支払う負債の利子の額 恒久的施設帰属資本相当額 (6) 損金算入限度額 (19) × $\frac{(20)}{(18)}$ (19)のうち恒久的施設を通じて行う事業に係る損金の額とした額 損金算入額 (21) - (22) (マイナスの場合は0) 損金不算入額 (22) - (21) (マイナスの場合は0)	18 19 20 21 22 23 24	円	恒用 久い 的で 施計 設算 帰し 属た 資場 本合 相 當額 を連 結規 制資 本配 賦法 を	規制上の連結自己資本の額 (別表十七の三(二)付表「43」) (25)に係る負債につき外国銀行等が支払う負債の利子の額 恒久的施設帰属資本相当額 (6) 損金算入限度額 (26) × $\frac{(27)}{(25)}$ (26)のうち恒久的施設を通じて行う事業に係る損金の額とした額 損金算入額 (28) - (29) (マイナスの場合は0) 損金不算入額 (29) - (28) (マイナスの場合は0)	25 26 27 28 29 30 31
--	---	--	---	--	---	--